

あおぞらだより

第249号(発行/令和6年4月)

お花紙を使って、春らしい桜の作品を作りました。作品をバックにして頭には花飾りもつけて写真を撮りました。



春らしくて
キレイね



お花見
みたいね

あら〜ステキ〜



8病棟



ひなまつりタワーゲーム!



ひな祭りタワーゲーム!
ペアで行い、ベストペア賞を決めました!
皆さんの笑顔が多かったのでよかったです。
ペアだったのでより盛り上がりました



思ったより難
しかったけど、
楽しかった



桜前線コロコロ ひなまつりゲーム!

桜前線コロコロひなまつりゲーム!
冠をかぶっての記念撮影は皆さんとっても
楽しそうで喜んでいました。

楽しかった!

思ったより
まっすぐ
転がらない

可愛い♡

医療相談室よりお知らせ

精神保健福祉法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の改正がありました。

精神科の入院はこの法律に基づいて行われます。今後は医療保護入院に定期的なご家族等の「同意の確認」が必要となります。

ご面倒をおかけすることもあるかと思いますがご協力いただきますようお願いいたします。ご不明な点は医療相談室までご相談ください。



令和6年(2024年)4月1日から新しく

精神保健福祉法が かわりました!

【編 加】医療保護入院の入院期間の法定化

- 医療保護入院の入院期間が、最長6か月となりました。
- ただし、精神保健福祉法による治療の精度、医療保護入院の継続が必要と判断された場合、医療保護入院看護退院支援委員会を開催し、家族等の同意(市町村長同意も含む)を得た場合に、入院期間が更新されることになりました。

【編 加】精神科病院での虐待の通報制度の新設

- 精神科病院で働く人からの患者さんに対する虐待について、都道府県等への届出や通報の制度ができました。

【編 加】入院者訪問支援事業の新設

- 所定の研修を修了した入院者訪問支援員が、患者さんの希望に応じて病院を訪問し、予備に協議を聞き、必要な支援を提供する制度ができました。
※ 患者さんとは、市町村長同意で医療保護入院をしている方を指します。
※ 本事業の実施状況等は、都道府県等により異なります。

【改 正】地域生活への移行の促進

- 病院後生活環境相談員(退院支援の担当者)が、措置入院の場合でも必ず選任されることになりました。
- 措置入院・医療保護入院のどちらの場合でも、地域援助事業者の紹介を受けられるようになりました。

くわしくは、あなたの利用の
施設生活環境相談員、または
病院の職員におたずねください!

厚生労働省



編集後記：当院の梅の花もちり、河津桜も春風にちり、土手には菜の花が満開となり春がやってきました。まだ気温も定まらない状況であります。当院の早咲きの桜の芽も膨らみが見られ、開花を待ちごおしく感じられました。もうすぐ若葉も芽吹き目に美しい日が待ち遠しい当院の庭。(編集委員会)

『あおぞらだより』に関するご意見・ご感想・ご投稿などは『医療相談室』までお寄せ下さい。

医療法人社団全生会 江戸川病院
〒278-0022 千葉県野田市山崎2702
電話 04-7124-5511(代)
<http://www.edogawa-hp.com>